

「医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」における 分娩を取り扱う診療所の取扱いについて

1 経緯

- 本県においては、「医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」（以下、「県要領」という。）において、次に該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所について、地域医療構想調整会議の議論や県医療審議会の意見聴取を経て、許可を要しない診療所として決定することとしている。
 - ①地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（H30.4～）
 - ②分娩を取り扱う診療所（H20.4～）
- 一方、許可を要しない診療所（分娩）として申請があったものの、その申請内容が、地域における医療需要を踏まえたものとは言い難い事例が一部地域で発生していることから、**対象診療所（分娩）の取扱いについて整理を行う必要がある。**

2 課題

- 現行の県要領では、分娩を取り扱う診療所について、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所の要件が明示されていない。
- 許可を要しない診療所の病床も、既存病床数に計上されてしまうことから、計画的な病床整備に支障をきたす恐れがある。

3 当面の対応（案）

- 今年度は、地域包括ケアシステムに資する診療所の要件について、具体的な検討を行ったことから、分娩の取扱いについて来年度の検討事項として、今後、要件の検討を行う。
- その間、地域医療構想調整会議及び県保健医療計画推進会議等において協議し、地域の意見を踏まえた上で、県要領に基づく診療所からの新たな協議の受付を一時停止する方向で対応したい。
なお、一時停止の実施の可否については、二次保健医療圏ごとに結論を取りまとめることとする。

【 参考 】

横浜地域のみ、平成 31 年 3 月開催の県保健医療推進会議での審議により県要領に基づく診療所からの新たな協議の受付を一時停止済み。

4 今後のスケジュール

- 2 月～3 月 各地域医療構想調整会議で協議（一部地域は書面協議）
- 3 月 6 日（金） 県保健医療計画推進会議で協議
- 3 月 24 日（火） 県医療審議会で協議
- 4 月 1 日～ 協議の結果を踏まえ、新規受付を一時停止する
並行して、分娩の取扱いに係る要件を検討（来年度末を目途に）